# 町議会速報

No. 14

(57年6月10日)

自治医科大学教職員住宅2－2
村尾光子
TEL 0285－44－5418

去る6月4日、南河内町議会本年第一回の臨時会が招集されました。工事請負契約の締結についてが主なる議案で、その他専決処分された事件3件の報告がありました。内容は以下の通りです。

## I 工事請負契約の締結について　（全員賛成）

契約内容　工事名：南河内町立吉田西小学校水泳プール（屋外）建設工事
　　　　　〃場所：南河内町大字下坪山 959番地
　　　　　契約方法：指名競争入札
　　　　　契約の金額：4845万円
　　　　　契約の相手方：松林工業株式会社（南河内町大字仁良川1424番地）
　　　　　工期　：本契約締結の日から S.57. 8. 20まで

(1) 補助金交付の内示は5月上旬にあり、5月28日指名業者12社で入札実施、3回入札したが予定価格に一致するものはなく、最低価格者と協議して決定した。

(2) 4845万円の本体設置工事の他、55万円で既存プール撤去、自転車置場、鉄棒移転、バックネット撤去工事をする。6月10日まで撤去作業、完成は8月20日、学童には8月下旬～9月上旬供用できる。

(3) 本体仕様：アルミ合金製 25m×16m、うち低学年用 4×25m（水深60cm）、高学年用 12×25m（水深1m）境界に仕切柵設置、プールサイドはコンクリート、足洗場・シャワー、洗眼栓設置、循環濾過装置付、更衣室、トイレ併設

(4) 当初予算ではプール建設工事 5375万円、整地工事費60万円を計上、又この為 2200万円までの起債を認めている。残る2小学校についても年次計画で建設する予定

## II 専決処分事件の報告について　（全員承認）

1. S.56年度一般会計補正予算（第7号）、86912千円の追加：特別交付税、児童手当国・県交付額の決定等による。

歳入
- 特別交付税 88672千円
- 自動車取得税 －4929〃
- 国児童手当負担金 －78〃
- 保育措置費 885〃
- 農道整備事業債認可 2699〃
- など

→

- 公共施設整備基金 84202千円
- 退職手当特別負担金 2737〃
- 児童福祉費など －1007〃

(1) 特別交付税は、特別な財政事情に対し交付され、S.54とS.55年度には交付されていない。S.56年度8867万円と多額に交付された要因は、強いて考えるなら、水道会計への繰出し（S.56に4600万円）と自治医大周辺開発に対するもの。（企画課長）

(2) 農林債が認可になり、56年度町債の起債限度額は流域下水道事業債とあわせて1090万円となる。

「町政を考える会」は 6月12日（土）9:30 より 自治会室で開きます。11:00まで
多くの方の出席を おねがいします。テーマは、6月定例会にむけて とその他です。

2. 南河内町の町税条例と都市計画税条例の一部を改正：地方税法の改正(S.57.3.31)に基くもの。

主な内容
① 町民税(均等割)非課税基準額19万円→20万円に引上げる。
② 特別土地保有税は、取得後10年経過したものには適用しない。
③ 個人の町民税所得割非課税(控除)額27万円の措置をS.57年度まで引き伸ばし、控除対象配偶者等ある時は、9万円を加えて控除する。
④ 肉用牛売却による所得は分離課税とする。
⑤ 固定資産の評価替に伴い、上昇率により、その調整負担率を宅地等においては1.1～1.3、農地については1.05～1.2とする。都市計画税においても同様

3. 南河内町職員の給与に関する条例の一部改正
：行革関連特例法に基き児童手当と同額の給付を受ける職員に対する扶養手当の減額措置
(児童手当を支給される時の所得制限がS.60.3まで345万円に引上げられた為、児童手当と扶養手当を支給される者の調整)

反省

町税条例の改正は、法律改正に基き、度々上程されますが、内容は複雑で表現が分りにくく、とても理解することはできません。絶えず地方税法に目を通し、法律の文章に慣れておく必要があります。会議中に内容の充分な把握をする為には、自らの日常の研さんと、平易な説明(議案説明者の)が大事だと思います。勉強不足を強く反省しています。

6月の定例会は、6月23日から予定されています。傍聴においでになりませんか。